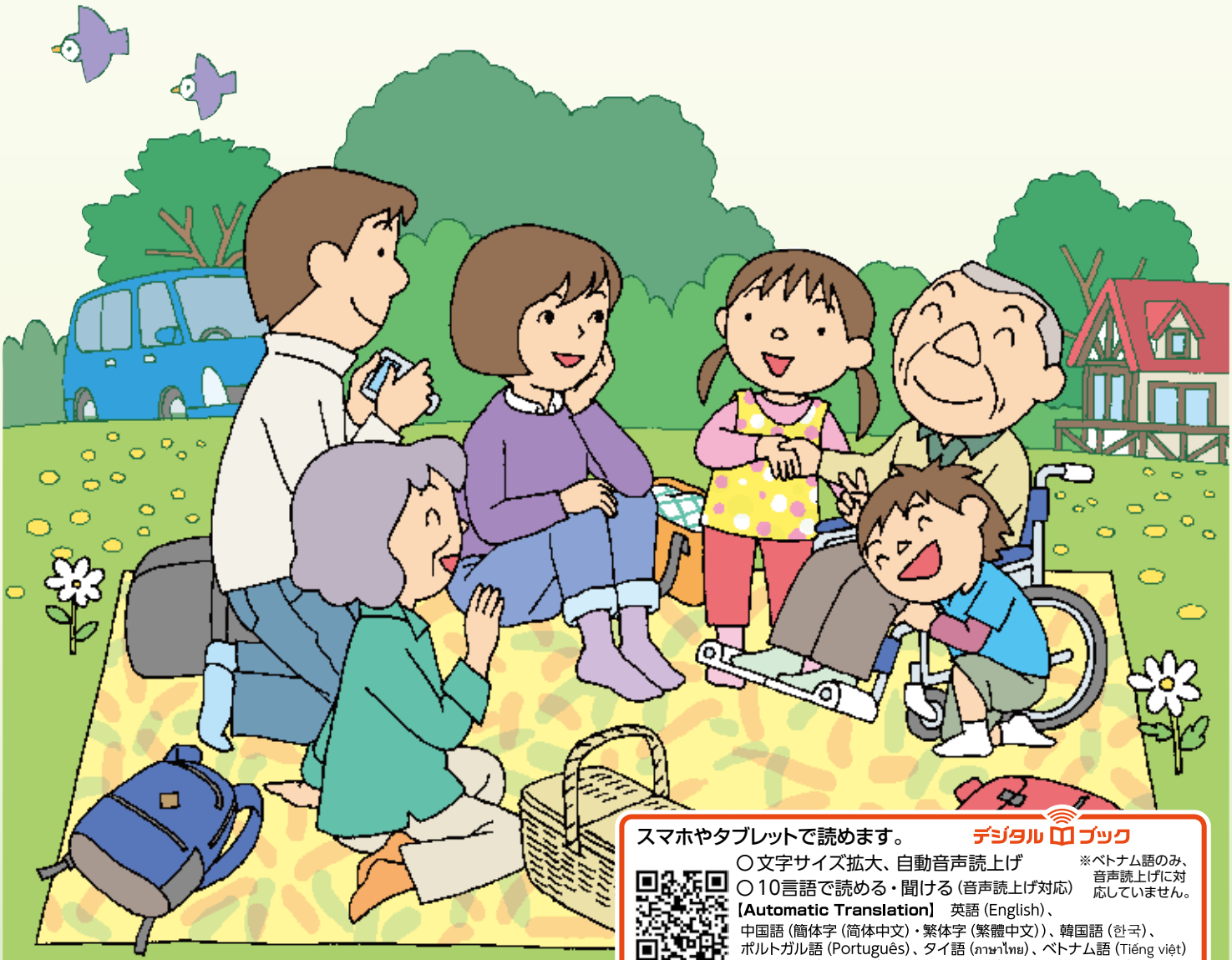


介護保険と 高齢者福祉 の手引き

令和6・7・8年度版



スマホやタブレットで読めます。

デジタルブック

- 文字サイズ拡大、自動音声読み上げ ※ベトナム語のみ、音声読み上げに対応していません。
 - 10言語で読める・聞ける(音声読み上げ対応)
- 【Automatic Translation】 英語 (English)、
中国語 (簡体字 (简体中文)・繁体字 (繁體中文))、韓国語 (한국)、
ポルトガル語 (Português)、タイ語 (ภาษาไทย)、ベトナム語 (Tiếng Việt)
スペイン語 (Español)、インドネシア語 (Bahasa Indonesia)

↑ QRコードを読み取ると「利用の仕方」が開きます。内容を確認後、デジタルブックをお読みください。

令和6年度介護保険制度のおもな変更点

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護予防ケアプランの作成を、一部の居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました
地域包括支援センターだけでなく、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。
- 介護報酬が改定されたため、サービスを利用した際の利用者負担が変わりました（一部のサービスは6月から改定されます）
サービスを利用するときに支払う利用者負担の金額が変わりました。ただし、介護予防サービスを含む、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、訪問看護、通所リハビリテーションについては、令和6年6月から改定されます。
- 福祉用具貸与の一部の用具を、貸与と購入で選択できるようになりました
次の福祉用具は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定により貸与するか購入するかを選択できます。
・固定用スロープ ・歩行器（歩行車を除く） ・単点杖（松葉づえを除く）と多点杖

令和6年8月から

- 施設を利用した際の居住費等の基準費用額と負担限度額（一部）が変わります
施設サービスを利用したときの、居住費等の基準費用額が変わります。
また、低所得の方の施設利用が困難とされないよう設定されている負担限度額（一部）もあわせて変わります。



もくじ

*掲載している内容については、今後見直される場合があります

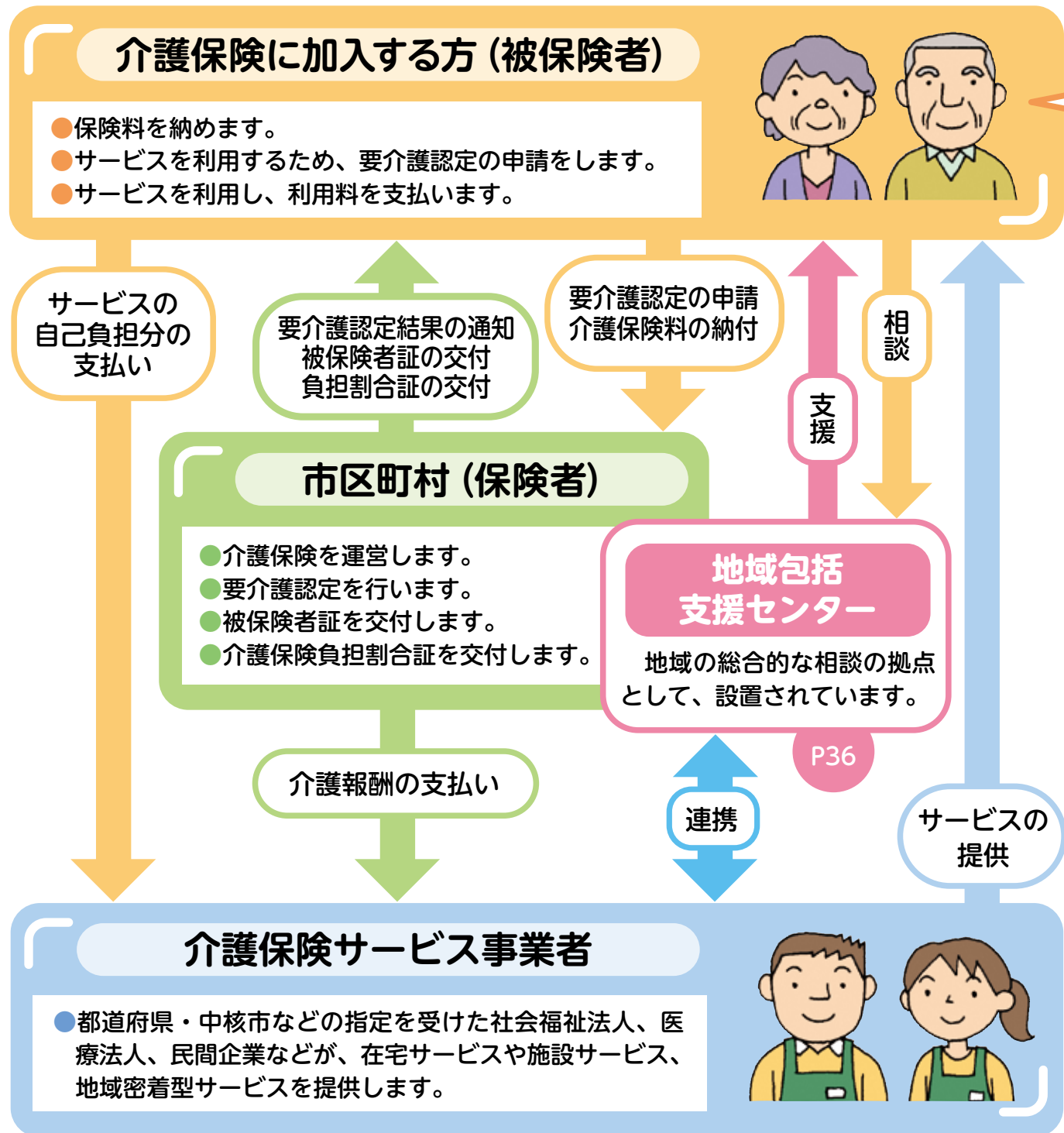
介護保険のしくみ	4
介護保険のしくみについて知りましょう	
介護保険料	6
保険料は大切な財源です	
要介護認定	10
まずは地域包括支援センターや 富山市介護保険課の窓口にご相談しましょう	
ケアプラン	12
ケアプラン・介護予防ケアプランを 作成します	
利用者の負担	14
サービスにかかった 費用の一部を負担します	
介護サービス（要介護1～5）	16
介護保険で利用できる 介護サービス（在宅サービス）	
施設サービス（要介護1～5）	20
介護保険で利用できる 施設サービス	
介護予防サービス（要支援1・2）	22
介護保険で利用できる 介護予防サービス	
生活環境を整えるサービス	26
介護保険で利用できる 生活環境を整えるサービス	
地域密着型サービス	28
介護保険で利用できる 地域密着型サービス	
介護予防・日常生活支援総合事業	32
介護が必要とならないために 地域包括支援センターとは	36
高齢者福祉サービス	40
いつまでも元気ですぐすために	

介護保険はささえあいの制度です

介護保険のしくみについて知りましょう



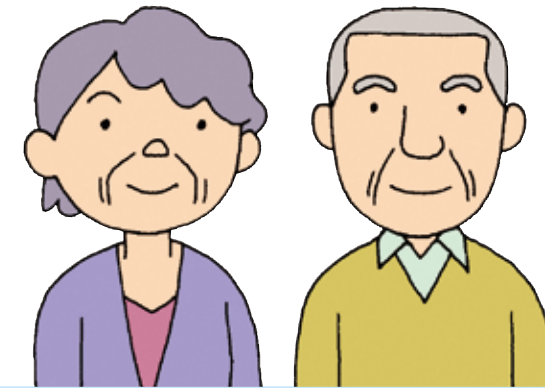
介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。介護や支援が必要と認められた場合、介護保険のサービスが利用できます。

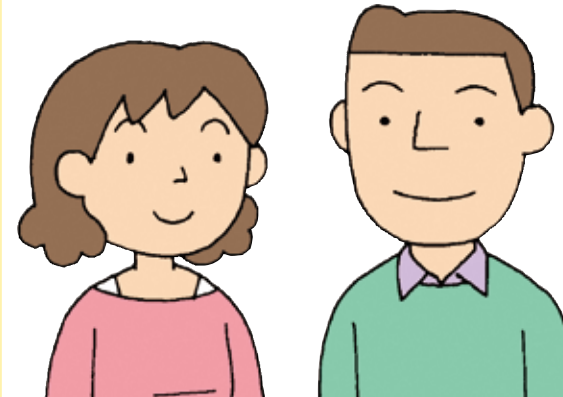
65歳以上の方



➡ 第1号被保険者

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、富山市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

40～64歳の方



(医療保険に加入している方) ➡ 第2号被保険者

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気（下記の特定疾病）により介護や支援が必要となったとき、富山市の認定を受け、介護保険サービスを利用します。交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

特定疾病 (16種類)

- **がん (がん末期)**
(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- **関節リウマチ**
- **筋萎縮性側索硬化症**
- **後縦靭帯骨化症**
- **骨折を伴う骨粗鬆症**
- **初老期における認知症**
- **進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病**
- **脊髄小脳変性症**
- **脊柱管狭窄症**
- **早老症**
- **多系統萎縮症**
- **糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症**
- **脳血管疾患**
- **閉塞性動脈硬化症**
- **慢性閉塞性肺疾患**
- **両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症**

介護保険のしくみ
介護保険料
介護認定
ケアプラン
利用者の負担
介護サービス
施設サービス
介護予防サービス
生活環境を整えるサービス
地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
高齢者福祉サービス

65歳以上の方 (第1号被保険者) の保険料

65歳以上の方の保険料は、富山市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得等に応じて決まります。



第1号被保険者の基準額はこのように決まります

基準額
(年額)

=

富山市の介護サービス総費用のうち
第1号被保険者負担分(23%)

富山市の第1号被保険者数

令和6～8年度の介護保険料

段階	対象者	基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	●生活保護を受けている方 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.25 (軽減措置後)	19,800円 (軽減措置後)
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.45 (軽減措置後)	35,700円 (軽減措置後)
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	0.685 (軽減措置後)	54,300円 (軽減措置後)
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	0.85	67,400円
第5段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	1.00 (基準額)	79,200円
第6段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が80万円未満の方	1.15	91,100円
第7段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	1.20	95,100円
第8段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の方	1.30	103,000円
第9段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上400万円未満の方	1.50	118,800円
第10段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上420万円未満の方	1.70	134,700円
第11段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.90	150,500円
第12段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.10	166,400円
第13段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.30	182,200円
第14段階	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.40	190,100円

★老齢福祉年金

明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

★合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。また、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額及び「公的年金等に係る雑所得」を控除した額(第1～5段階のみ)を用います。保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい所得の申告をしましょう。

★課税年金

障害年金・遺族年金等の非課税年金以外の市民税の課税対象となる公的年金です。

保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。

年金が年額18万円以上の方 年金から天引き(特別徴収)

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされます。

前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります 次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になられた方
- 年度途中で他市区町村から転入された方

65歳に到達した月、富山市に転入された月によって、翌年度または翌々年度より特別徴収に切り替わりますが、それまでは普通徴収で納めていただきます。

また、すでに特別徴収の方でも、次のときは普通徴収で納めていただきます。

- 年度途中で保険料が増額になったとき

増額分を普通徴収で納めていただきます。

- 年金が1か月以上差し止め(停止)になったとき
- 年度途中で保険料が減額になったとき

特別徴収は停止します。(天引きを再開するのは翌年度10月からの予定です)保険料は普通徴収で納めていただきます。

- 年度途中で年度保険料を完納しているとき

特別徴収は停止します。翌年度前半分を普通徴収で納めていただきます。※後半分は10月から特別徴収を再開します。

年金が年額18万円未満の方 納付書・口座振替(普通徴収)

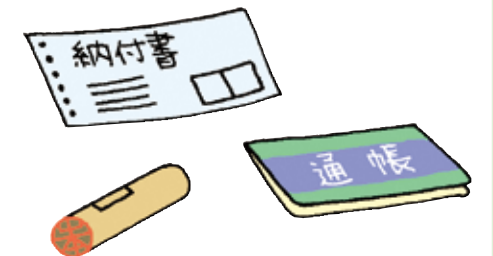
富山市から送付する納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

■保険料納付は口座振替が便利です

- 保険料の納付書
- 預(貯)金通帳
- 通帳届け出印

これらを持って富山市指定の金融機関で手続きしてください。

※申し込み期限に間に合わなかった場合や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。



どんなサービスが必要かを調べます

まずは地域包括支援センターや 富山市介護保険課の窓口 相談しましょう



1 窓口相談します

介護や支援が必要と感じたら、地域包括支援センターや富山市介護保険課、行政サービスセンターの窓口相談しましょう。必要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスが異なります。

2 要介護（要支援）認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する方は、富山市介護保険課、行政サービスセンターの窓口で認定の申請をしましょう。申請は、利用者本人のほか家族でもできます。また、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

■申請には以下のものが必要です

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証

※申請書には、医療機関名、主治医の氏名なども記入します。

3 認定調査が行われます

認定調査

富山市から委託を受けた社会福祉協議会の調査員や富山市の職員、居宅介護支援事業者等の介護支援専門員などがご自宅を訪問します。心身の状況や日中の生活、家族・居住環境などについて、利用者本人や家族などから聞き取ります。

主治医意見書

利用者本人の主治医が、心身の状況や介護を必要とする原因疾患などについて記載します。

4 審査・判定されます

コンピュータが判定（一次判定）

認定調査の結果や主治医意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

介護認定審査会が審査・判定（二次判定）

一次判定の結果や特記事項、主治医意見書をもとに、市が任命する保健・医療・福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます



- 特記事項…基本調査項目（群）の分類に基づき、介護の手間の増加や減少の根拠となるような、具体的な内容が記入されています。

5 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

要介護1～5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。介護サービスが利用できます。

P16、28

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方などです。介護予防サービスと、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P22、28

非該当

生活機能の低下がみられ、事業の利用が適当と認められた場合、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。
また、生活機能の低下がみられなかった場合は「一般介護予防事業」が利用できます。

P32

認定結果の有効期間と更新手続き

有効期間など要介護認定の結果は、介護保険被保険者証に記載されます。有効期間後もサービスの利用を希望する場合には、有効期間満了前に更新の申請をしてください。更新の申請は有効期間満了日の60日前から受け付けます。（介護が必要な度合いに変化がある場合は、認定の変更を申請してください）。

どんな介護や支援が必要か確認しましょう



ケアプラン・介護予防 ケアプランを作成します

介護サービス・介護予防サービスともに、個人の心身の状態に合わせたケアプラン・介護予防ケアプランを作り、それにもとづいてサービスを利用します。

ケアプラン、介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

■居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整をします。

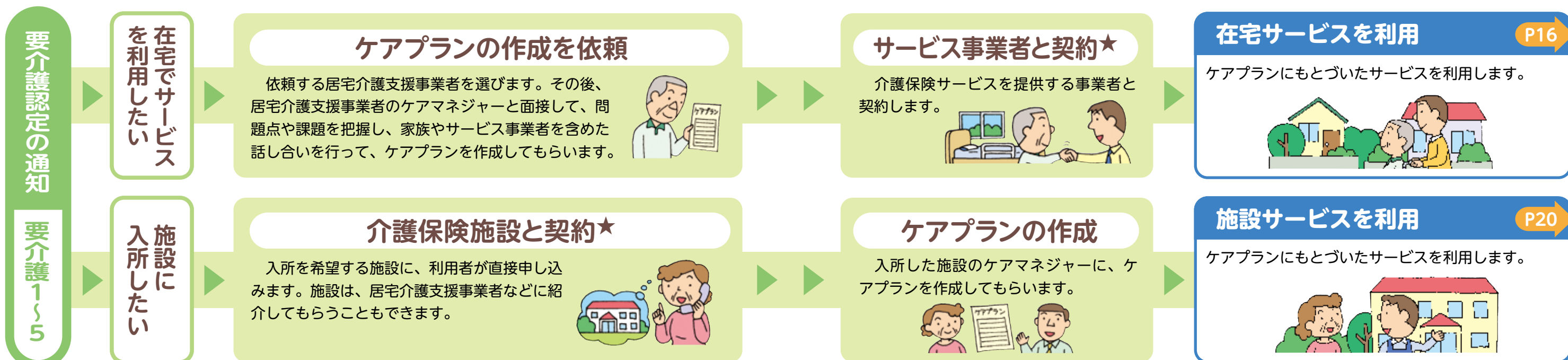
※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています



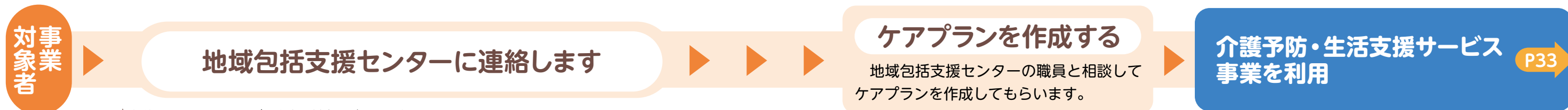
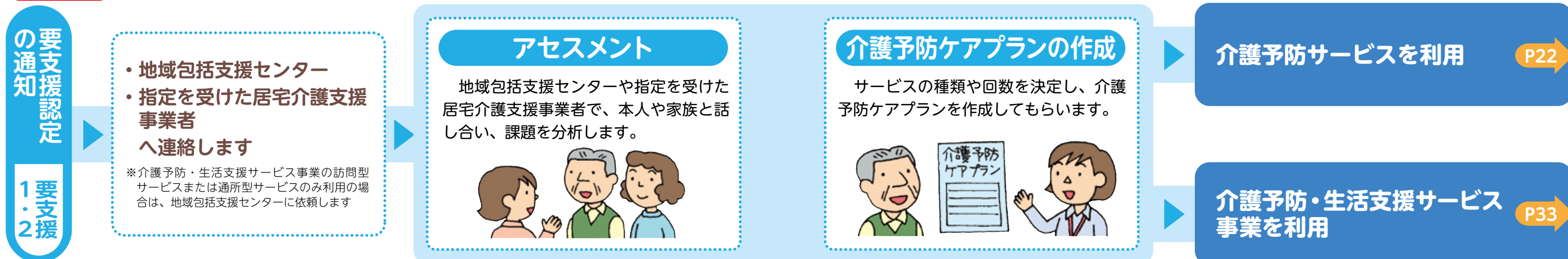
■ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- サービス事業者との連絡や調整をします。
- 利用者の状態・希望に沿ったケアプランを作成します。
- 施設入所を希望する方に適切な施設を紹介します。



令和6年4月から 介護予防ケアプランの作成を指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できるようになりました。



★契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護保険のしくみ
介護保険料
介護認定
ケアプラン
利用者の負担
介護サービス
施設サービス
介護予防サービス
要介護1・5
要介護1・2
要支援1・5
要支援1・2
生活環境を整えるサービス
地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
高齢者福祉サービス

介護保険がサービスの利用を支えます

サービスにかかった費用の一部を負担します



ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割、2割、3割をサービス事業者に支払います。

3割負担になる方

本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合340万円以上、2人以上いる世帯の場合463万円以上の方

2割負担になる方

本人の合計所得金額が160万円以上で、同じ世帯の65歳以上の方の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身の場合280万円以上、2人以上いる世帯の場合346万円以上の方

上記に該当しない方は、1割負担になります

※市民税が非課税の方、40～64歳の方、生活保護を受給している方は、所得にかかわらず1割負担です。

介護保険負担割合証で利用者負担の割合を確認しましょう

要介護（要支援）認定を受けた方などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます（適用期間は8月～翌年7月で毎年交付されます）。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割、2割、3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

おもな在宅サービスの支給限度額(1か月)

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

支給限度額が適用されないサービス

- 特定福祉用具販売
 - 住宅改修費
 - 居宅療養管理指導
 - 特定施設入居者生活介護
 - 認知症対応型共同生活介護
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 介護保険施設に入所して利用するサービス
- ※介護予防サービスについても同様です。

※実際にかかる費用は、利用されるサービスの単位に地域区分(10円～10.21円)をかけて計算されます。

介護保険を利用しやすくするために利用者負担の軽減制度があります



1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。申請する際は、富山市に「高額介護サービス費支給申請書」を提出してください。

※施設サービスの食費、居住費、日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません

◆利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）	
市民税課税世帯で、 右記に該当する65歳以上の方が 世帯にいる場合	● 課税所得690万円以上	140,100円
	● 課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
	● 課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
● 一般（市民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）	44,400円	
● 市民税世帯非課税等	24,600円	
● 課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 ● 老齢福祉年金の受給者	15,000円(個人)	
● 生活保護の受給者 ● 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円(個人) 15,000円	

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額〈年額／8月～翌年7月〉

所得 基礎控除後の総所得金額等	70歳未満の方が いる世帯	所得区分	70～74歳の方が いる世帯	後期高齢者医療制度 で医療を受ける方が いる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者II	31万円	31万円
		低所得者I*	19万円	19万円

※低所得者I区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります

- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます
- 支給対象となる方は医療保険の窓口へ申請が必要です
- 同一世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません

要介護1~5の方が利用できるサービスです



介護保険で利用できる 介護サービス (在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

令和6年4月から 介護報酬が改定されたため、利用者負担のめやすが変わりました。ただし、在宅サービスのうち訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導については、6月に介護報酬が改定されます。

自宅での生活の手助けをしてほしい

訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・洗濯・掃除などの日常生活上の援助をします。通院などを目的とした乗降介助も行います。



●利用者負担のめやす

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円
通院等のための乗車または降車の介助 (1回につき)	99円

※移送にかかる費用は別途負担が必要です

訪問入浴介護

介護職員と看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,293円
----	--------

自宅でリハビリを受けたい

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

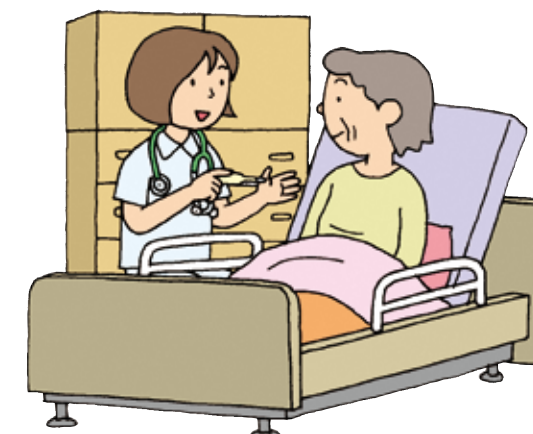
1回*	314円 (313円)	()内は令和6年5月までの金額です
-----	-------------	--------------------

*20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

訪問看護

疾患などを抱えている方へ、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。

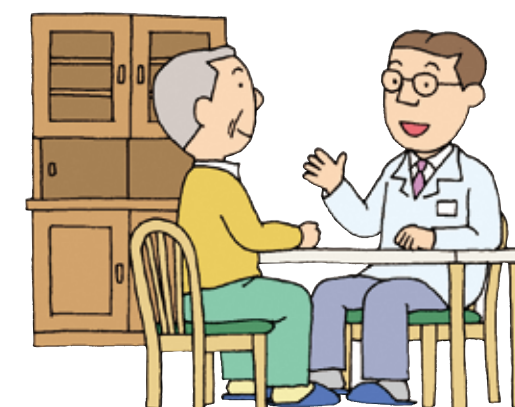


●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満)	481円 (480円)	()内は令和6年5月までの金額です
病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満)	408円 (407円)	

居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合

医師が行う場合 (月2回まで)	515円 (514円)	()内は令和6年5月までの金額です
-----------------	-------------	--------------------

介護保険のしくみ
介護保険料
介護認定
ケアプラン
利用者の負担
介護サービス (要介護1~5)
施設サービス (要介護1~5)
介護予防サービス (要支援1~2)
生活環境を整えるサービス
地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
高齢者福祉サービス

施設に行って支援やリハビリを受けたい

通所介護(デイサービス)

通所介護施設に通い、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りでを行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	668円
要介護2	788円
要介護3	913円
要介護4	1,038円
要介護5	1,164円

※送迎を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などに通い、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテーションを日帰りでを行います。



●利用者負担のめやす
通常規模の事業所の場合〈7時間以上8時間未満の場合〉

要介護1	775円 (770円)
要介護2	919円 (913円)
要介護3	1,064円 (1,057円)
要介護4	1,236円 (1,227円)
要介護5	1,403円 (1,393円)

※送迎を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

()内は令和6年5月までの金額です

施設に入所してサービスを受けたい

短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している方へ、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす
短期入所生活介護
介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合
〈1日につき〉

要介護1	614円
要介護2	684円
要介護3	758円
要介護4	829円
要介護5	899円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

短期入所療養介護
介護老人保健施設 多床室(従来型)の場合
〈1日につき〉

要介護1	842円
要介護2	893円
要介護3	958円
要介護4	1,011円
要介護5	1,067円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方へ、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす〈1日につき〉

要介護1	550円
要介護2	618円
要介護3	689円
要介護4	755円
要介護5	825円



施設で生活しながら介護を受けられるサービスです

介護保険で利用できる施設サービス



施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の方は、施設サービスは利用できません（介護老人福祉施設は要介護1・2の方も原則として新規入所できません）。

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割、2割、3割に加えて、食費、居住費、日常生活費を施設に支払います。



■基準費用額：施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）
利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

- 令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内は令和6年7月までの金額です。
- 居住費等……ユニット型個室 2,066円【2,006円】、ユニット型個室的多床室 1,728円【1,668円】、従来型個室 1,728円【1,668円】（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は 1,231円【1,171円】）、多床室 437円【377円】（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は 915円【855円】）
 - 食費……1,445円

低所得の方は食費と居住費が軽減されます

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護（予防）サービス費）。

●負担限度額（1日あたり）令和6年8月から 居住費等の金額が の金額が変わります。

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	490円(320円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円(380円)	0円	390円	600円
	820円	490円	490円(420円)	370円		
第3段階①	880円	550円	550円(480円)	430円	650円	1,000円
	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円		
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円
	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円		

●介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります

- 次の1①2のいずれかに該当する場合、特定入所者介護（予防）サービス費の給付対象にはなりません
- 1 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者
 - 2 住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も住民税非課税）でも、預貯金等が下記の金額を超える場合
 - ・第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円
 - ・第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円
 - ・第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円
 - ・第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円
- ・40～64歳の方については、利用者負担段階区分にかかわらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円

令和6年4月から 介護報酬が改定されたため、利用者負担のめやすが変わりました。

施設で生活しながらサービスを受けたい

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	22,268円	22,268円	24,793円
要介護4	24,397円	24,397円	26,953円
要介護5	26,496円	26,496円	29,052円

●新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。



介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している方が在宅復帰できるように、リハビリテーションや介護を提供します。

●利用者負担のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,812円	24,123円	24,397円
要介護2	23,211円	25,644円	25,797円
要介護3	25,188円	27,622円	27,774円
要介護4	26,861円	29,234円	29,447円
要介護5	28,352円	30,785円	30,968円



介護医療院

長期の療養を必要とする方のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを提供します。

●利用者負担のめやす（30日の場合）

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,933円	25,340円	25,857円
要介護2	25,310円	28,686円	29,204円
要介護3	32,550円	35,957円	36,474円
要介護4	35,653円	39,029円	39,546円
要介護5	38,421円	41,828円	42,345円



- 従来型個室…ユニットを構成しない個室
 - 多床室…ユニットを構成しない相部屋
 - ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られているユニットを構成する個室
 - ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間があるユニットを構成する部屋
- ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです

介護保険で利用できる 介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。



- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

令和6年4月から 介護報酬が改定されたため、利用者負担のめやすが変わりました。ただし、介護予防サービスのうち介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導については、6月に介護報酬が改定されます。

要支援1・2の方は介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業も利用できます。

くわしくはP32

自宅での生活の手助けをしてほしい

かいごよぼうほうほんにゆうよくかいご 介護予防訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対し、介護職員と看護職員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。



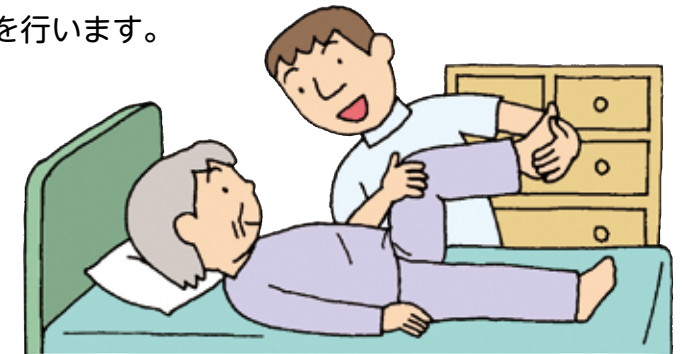
●利用者負担のめやす

1回	874円
----	------

自宅でリハビリを受けたい

かいごよぼうほうほん 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。



●利用者負担のめやす

1回*	303円 (313円)	()内は令和6年5月までの金額です
-----	-------------	--------------------

*20分間リハビリテーションを行った場合

自宅でお医者さんや看護師さんにアドバイスをもらいたい

かいごよぼうほうほんかんご 介護予防訪問看護

疾患などを抱えている方へ、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



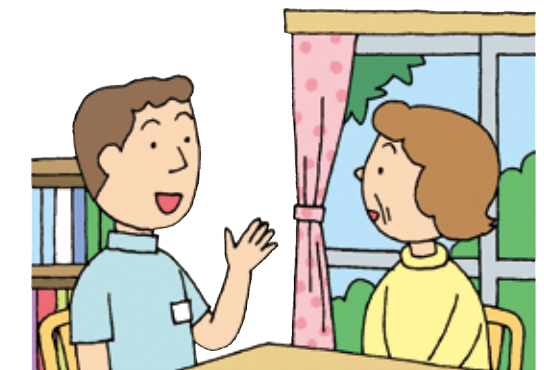
●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの訪問の場合 (30分未満)	461円 (460円)
病院または診療所からの訪問の場合 (30分未満)	390円 (389円)

()内は令和6年5月までの金額です

かいごよぼうきょたくりょうようかんりしどう 介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす

単一建物居住者1人に対して行う場合

医師が行う場合 (月2回まで)	515円 (514円)
-----------------	-------------

()内は令和6年5月までの金額です

施設に行って支援やリハビリを受けたい

介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

●利用者負担のめやす (1か月につき)
共通的服务

要支援1	2,307円 (2,088円)
要支援2	4,300円 (4,067円)

選択的サービス

栄養改善	204円
口腔機能向上 (I)	153円

()内は令和6年5月までの金額です

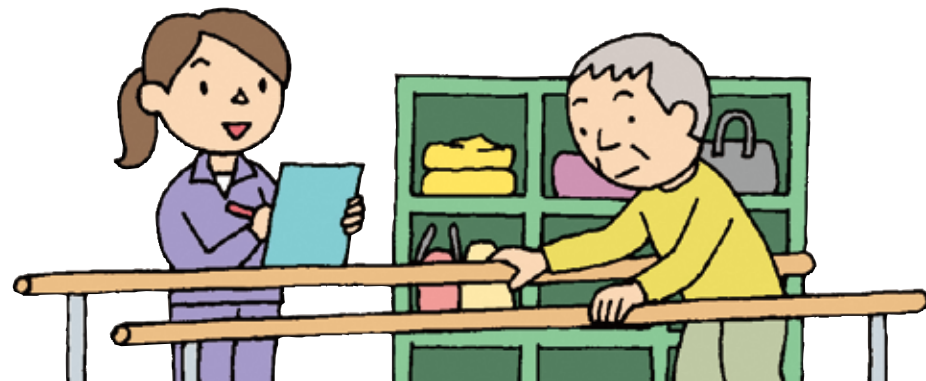
※送迎、入浴を含む

※食費、日常生活費は別途必要になります

選択的サービスには次のようなものがあり、利用者の目標に応じて利用できます。組み合わせる利用することもできます。

栄養改善 管理栄養士などの指導で、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りなどをします。

口腔機能向上 歯科衛生士や言語聴覚士などの指導で、歯みがきや摂食・えん下機能向上の訓練などをします。



施設に入所してサービスを受けたい

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所している方へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



●利用者負担のめやす

介護予防短期入所生活介護
介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合
(1日につき)

要支援1	459円
要支援2	571円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

介護予防短期入所療養介護
介護老人保健施設 多床室の場合
(1日につき)

要支援1	622円
要支援2	785円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要になります

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方へ、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす (1日につき)

要支援1	186円
要支援2	318円





介護保険で利用できる 生活環境を整えるサービス

自立した生活を目指すために、福祉用具のレンタル（貸与）や購入費を支給するサービス、住宅の改修が必要な場合に、改修費を支給するサービスがあります。
【 】内は、介護予防サービスの名称です。

福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を借りることができます。
※原則として対象となっていない用具も必要と認められた場合は例外的に借りることができます。

要介護4・5の方の対象品目

- 自動排泄処理装置 ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、要介護1～3の方も利用できます

要介護2・3の方の対象品目

- 車いす ● 車いす付属品（クッション、電動補助装置等） ● 特殊寝台 ● 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、入浴用でない介助用ベルト等） ● 床ずれ防止用具
- 体位変換器 ● 認知症老人徘徊感知機器 ● 移動用リフト（つり具を除く）

要支援1・2、要介護1の方の対象品目

- 手すり（工事をとまなわないもの） ● スロープ（工事をとまなわないもの）
- 歩行器 ● 歩行補助杖（松葉づえ、多点杖等）

令和6年4月から 貸与の対象となる用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）および多点杖は、ケアマネジャーや福祉用具専門相談員の提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

◆利用者負担について

- 用具の種類や事業所により金額は変わります。支給限度額（P14）が適用されます。

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、市の指定を受けた事業所から購入したとき、購入費が支給されます。

申請が必要です

要介護1～5

要支援1・2

- 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む） ● 簡易浴槽 ● 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用てすり、入浴用介助ベルト等） ● 自動排泄処理装置の交換可能部品 ● 移動用リフトのつり具 ● 排泄予測支援機器

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう

◆利用者負担について

- いったん利用者が全額負担します。あとで領収書などを添えて市に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に費用の9割、8割、7割が介護保険から支給されます。
- 都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

住宅改修費【介護予防住宅改修費】

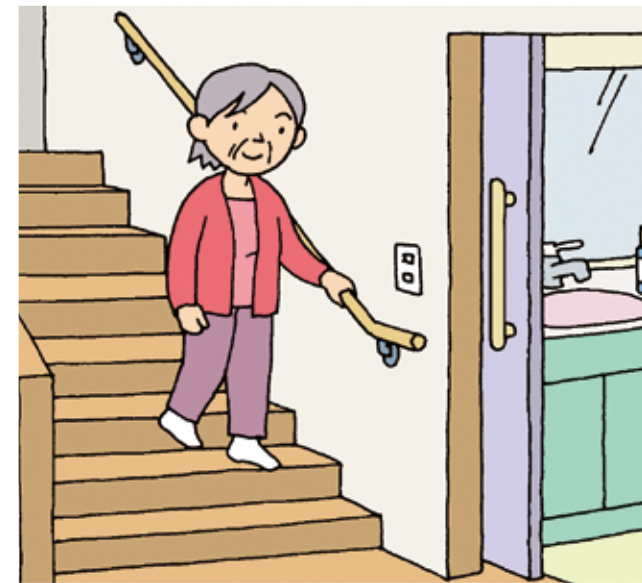
事前の申請が必要です

※工事の前に保険給付の対象となるかどうかをケアマネジャーか介護保険課の窓口にご相談しましょう。

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。

◆利用者負担について

- いったん利用者が改修費を全額負担します。20万円を上限に費用の9割、8割、7割が介護保険から支給されます。
- 20万円を複数回に分けて利用することも可能です。
- 引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。
- 新築や新たに居室を設けるといった増築の場合は対象となりません。



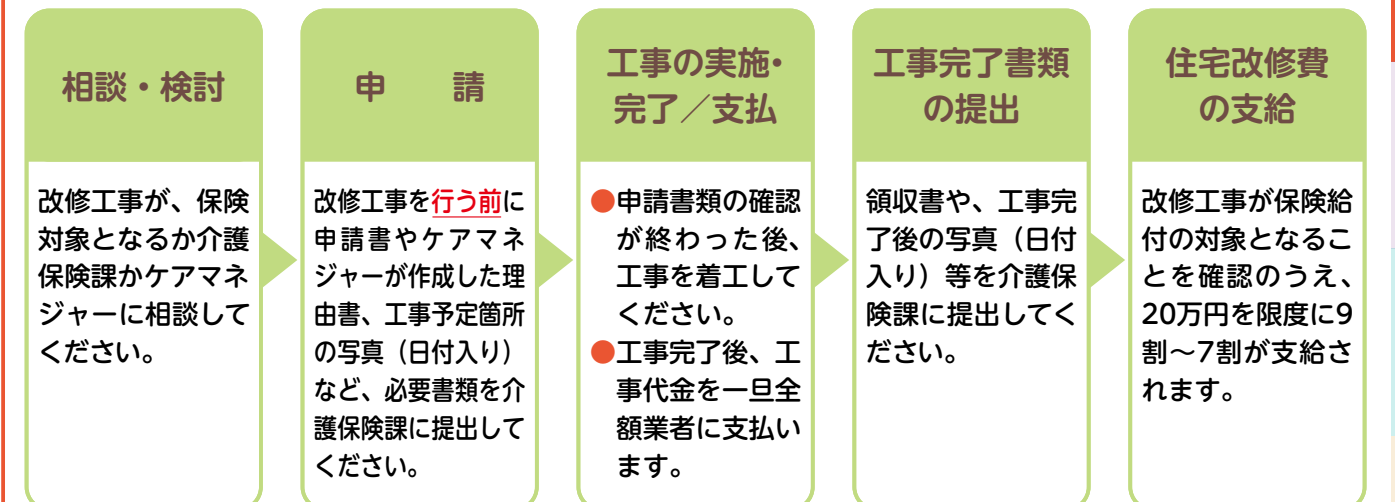
要介護1～5

要支援1・2

介護保険でできる住宅改修の例

- 手すりの取り付け
- 段差の解消
- 滑りにくい床材に変更
- 引き戸などへの扉の取り替え
- 和式便器を洋式便器などに取り替えや、便器の位置、向きの変更
- 上記の工事にともなって必要となる工事

住宅改修費申請の流れ



地域の特性に応じたサービスもあります

介護保険で利用できる 地域密着型サービス



住みなれた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた地域密着型サービスがあります。ただし、地域で必要とされるサービスのため、利用は原則として富山市民に限定されています。

【 】内は、介護予防サービスの名称です。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。
- サービスの利用内容によってさまざまな加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。
- 施設を利用した場合、食費、日常生活費、居住費などは別途必要になります。

令和6年4月から 介護報酬が改定されたため、利用者負担のめやすが変わりました。

通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

しょうきぼたきのうがたきょたくかいご 小規模多機能型居宅介護

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供します。



●利用者負担のめやす
(1か月につき)

要支援1	3,509円
要支援2	7,091円
要介護1	10,636円
要介護2	15,632円
要介護3	22,740円
要介護4	25,097円
要介護5	27,672円

かんごしょうきぼたきのうがたきょたくかいご 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアを提供します。



●利用者負担のめやす
(1か月につき)

要支援1・2の方は利用できません

要介護1	12,659円
要介護2	17,711円
要介護3	24,898円
要介護4	28,238円
要介護5	31,942円

身近な地域の施設に入所したい

ちいきみつちやくがたとくていしせつにゆうきょしゃせいかつかいご 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

要支援1・2の方は利用できません



●利用者負担のめやす(1日につき)

要介護1	554円
要介護2	623円
要介護3	695円
要介護4	761円
要介護5	832円

ちいきみつちやくがたかいごろうじんふくししせつにゆうしよしゃせいかつかいご 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練などを提供します。

●利用者負担のめやす(1日につき)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	756円	756円	840円
要介護4	829円	829円	914円
要介護5	900円	900円	985円

●新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。

夜間・日中を通じた訪問介護看護サービスを利用したい

ていきじゆんかいずいじたいおうがたほうもんかいごかんご 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や日常生活上の世話、療養上の世話などを行います。

要支援1・2の方は利用できません

●利用者負担のめやす(1か月につき)
介護、看護一体型事業所の場合

◆介護のみを利用

要介護1	5,561円
要介護2	9,925円
要介護3	16,479円
要介護4	20,846円
要介護5	25,211円

◆介護と看護を利用

要介護1	8,113円
要介護2	12,674円
要介護3	19,346円
要介護4	23,849円
要介護5	28,893円

介護保険のしくみ
介護保険料
介護認定
ケアプラン
利用者の負担
介護サービス
施設サービス
介護予防サービス
地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
高齢者福祉サービス

認知症高齢者を対象にしたサービスを利用したい

認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の方が、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

●利用者負担のめやす
〈7時間以上8時間未満〉単独型の場合

要支援1	876円
要支援2	978円
要介護1	1,011円
要介護2	1,121円
要介護3	1,231円
要介護4	1,342円
要介護5	1,452円

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症の方が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

要支援1の方は利用できません

●利用者負担のめやす
〈1日につき〉ユニット数1の場合

要支援2	772円
要介護1	776円
要介護2	813円
要介護3	836円
要介護4	853円
要介護5	871円

夜間もヘルパーさんに来てもらいたい

夜間対応型訪問介護

定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護を行います。

要支援1・2の方は利用できません

●利用者負担のめやす
オペレーションセンターを設置している場合

基本夜間対応型訪問介護	1,010円/月
定期巡回サービス	380円/回
随時訪問サービス	579円/回

施設に行って支援やリハビリを受けたい

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

要支援1・2の方は利用できません

●利用者負担のめやす
7時間以上8時間未満の場合

要介護1	764円
要介護2	903円
要介護3	1,047円
要介護4	1,189円
要介護5	1,331円

サービス利用

こんなときは、どうすればいいの？

サービスに苦情や不満があるときは？

介護（介護予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、まずはサービス提供事業者にご相談しましょう。その他下記の相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

「介護保険課」に相談

相談や苦情の内容をもとに、富山市で事業者へ調査・指導・助言を行います。

「国保連」に相談

利用者が特に希望する場合は、富山県国保連（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。



Q サービスをキャンセルしたいが費用が心配

A 急な用事などでサービスをキャンセルする場合は、規定のキャンセル料をサービス事業者へ支払い、サービス料を支払う必要はありません。事業者によって異なりますので、重要事項説明書などを確認しましょう。また、要支援の利用者や月単位の定額制サービスなどの場合は、通常キャンセル料は発生しません。



Q ケアマネジャーやサービス事業者を代えたい

A ケアマネジャーやサービス事業者は、介護保険サービスを上手に活用するための要の役割を果たします。たとえば、相談しても納得のいくアドバイスをしてくれないケアマネジャーが、自身の所属する事業者のサービスばかりをプランに盛り込み、実際のサービスでも不満がつるといった状況が続けば、利用者本人の状態は改善するどころか悪化してしまいます。場合によってはケアマネジャーやサービス事業者を代えることもできます。信頼関係が築けない場合は、介護保険課や地域包括支援センターにご相談しましょう。



市が行う高齢者のための事業です



市が行う介護予防・日常生活支援総合事業 介護が必要とならないために

介護予防とは、「できるかぎり介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になって
もそれ以上悪化させないようにする」ことを目的に、心身機能の低下を防ぐ取り組みのことです。
介護が必要とならないようにするためには、早いうちから介護予防に取り組むことが大切です。

いつまでも自分らしく自立した生活を送るために、元気なうちや生活機能の低下が軽度な早
い段階から、介護予防・日常生活支援総合事業を継続的に利用していきましょう。

サービス利用の流れ

65歳以上の方

サービスの利用について、まず地域包括支援センターまたは市の窓口へご相談ください

- 介護保険の要介護認定で「要支援1・2」と認定された方
- 「基本チェックリスト」で生活機能の低下が認められ、事業の利用が適当と認められた方（事業対象者）

●すべての65歳以上の方

介護予防・ 生活支援サービス事業

が利用できます

地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメントにもとづいて、次のようなサービスが利用できます。

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

くわしくはP33

※事業対象者は通所型サービスの一部のみ利用できます。

一般介護予防事業

が利用できます

健康維持と介護予防につながる各種講演会やボランティア研修、生活機能向上プログラムなどに参加できます。

くわしくはP34



「介護予防・日常生活支援総合事業」

利用できるプログラム

「介護予防・生活支援サービス事業」のサービス

「介護予防訪問介護（ホームヘルプ）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」も、介護予防・生活支援サービス事業です。

●訪問型サービス

かい ご よ ぼう ぼう もん かい ご

介護予防訪問介護サービス（要支援1・2の方のみ）

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や食事など生活の支援を行います。



●利用者負担のめやす（1か月につき）

週1回程度の利用	1,201円
週2回程度の利用	2,399円
週2回程度を超える利用（要支援2のみ）	3,806円

※身体介護・生活援助の区分はありません ※乗車・降車等介助は利用できません

●通所型サービス

かい ご よ ぼう つう しょ かい ご

介護予防通所介護サービス（要支援1・2の方のみ）

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。



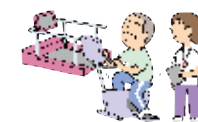
●利用者負担のめやす（1か月につき）
共通サービス

要支援1	1,824円
要支援2	3,672円

※送迎、入浴を含む
※食費、日常生活費は別途必要になります

運動器の機能向上

通所介護施設（デイサービスセンター）等で、理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。



角川介護予防教室

角川介護予防センターで、運動を中心とした介護予防プログラムを実施します。



介護予防教室

地域包括支援センターの保健・医療の専門職が、栄養改善や口腔機能向上などを組み合わせたプログラムを実施します。



口腔ケアサービス

地域の歯科医院等で嚥下訓練や舌トレーニング等の口腔ケアプログラムを実施します。



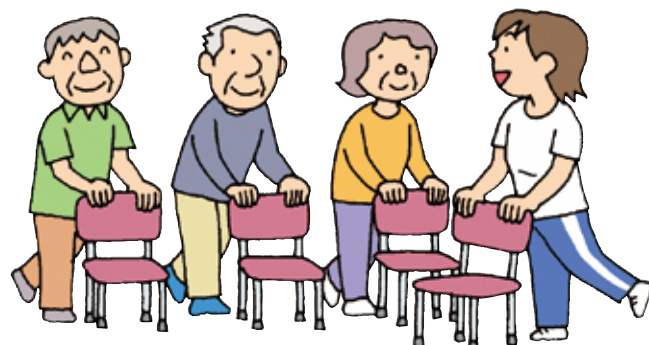
住民主体型通所サービス

地域住民が主体となって、軽運動、茶話会、合唱など、閉じこもり予防、介護予防に資する活動を行います。

「一般介護予防事業」のサービス

運動器の機能向上

理学療法士などの指導により、ストレッチや有酸素運動、筋力トレーニング、バランストレーニングなどを行います。
(パワーリハビリテーション教室)



介護予防ふれあいサークル

閉じこもりを防止し、人とふれあい、楽しく豊かに過ごすことができるよう、サークル活動を行います。65歳以上の高齢者5人以上で構成し、その中に虚弱な方や閉じこもりがちな方等が1人以上参加していることが要件です。



楽楽いきいき運動

老人クラブ会員等が、仲間との楽しい会話・交流を楽しみながら、簡単な軽運動やストレッチ、脳を働かすゲーム等を実施します。



いまの自分の状態を知るために、基本チェックリストを活用しましょう

次の質問票の、「はい」「いいえ」の当てはまる方に○をつけましょう。
緑色の回答に○がついた場合は、生活機能の低下のおそれがあります。
気になる方は地域包括支援センターにご相談ください。

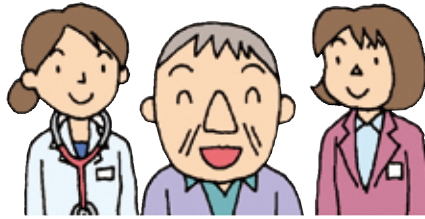
No.	質問項目	回答	
		いずれかに○をつけてください	
1	バスや電車で1人で外出していますか	はい	いいえ
2	日用品の買物をしていますか	はい	いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	はい	いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	はい	いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	はい	いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	はい	いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	はい	いいえ
8	15分位続けて歩いていますか	はい	いいえ
9	この1年間に転んだことはありますか	はい	いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	はい	いいえ
11	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	はい	いいえ
12	BMI(注)が18.5未満ですか	はい	いいえ
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	はい	いいえ
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	はい	いいえ
15	口の渇きが気になりますか	はい	いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	はい	いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	はい	いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	はい	いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	はい	いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	はい	いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	はい	いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	はい	いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	はい	いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	はい	いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	はい	いいえ

(注) BMIの求め方: BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
(例) 体重60kg、身長150cmの人の場合: BMI=60÷1.5÷1.5=約26.7

地域包括支援センターとは

高齢者や家族をいろいろな面から支える機関です

地域包括支援センターは、高齢者や家族のみなさんが住みなれたまちで安心して暮らしていけるように、地域の関係機関やサービス事業所、各団体と協力しながらみなさんを支えています。



「みまもり」のネットワーク

地域包括支援センターは、住民のみなさんや民生委員、老人クラブ、自治振興会、警察、医療機関、民間企業などと協力して、普段の生活・仕事の中で地域の高齢者を見守りながら、問題や異変を早期に発見し、高齢者のみなさんが安心して暮らせる地域をつくるためのネットワークづくりを進めています。



協力

地域のみなさん

いろいろな相談ごと

- 近所に住むひとり暮らしの高齢者が、最近閉じこもりぎみで心配だ
- ケアマネジャーのことについて相談したい
- 近所にある高齢者のサークルを知りたい など

介護や健康について

- 介護保険を利用したいが、体調が悪いので要介護認定の申請に行けない
- 介護予防のサービスを利用したい
- 今の健康を維持したい など

権利や財産を守ることにについて

- 認知症になったときに、財産の管理が不安だ
- 振り込め詐欺の被害にあってしまった
- 虐待されている高齢者を知っているが、どうすればよいかわからない
- 認知症の高齢者が言うことを聞かないので、つい怒鳴ってしまう など

高齢者に関する相談は、地域包括支援センターまで

介護に関する心配や悩み以外にも、健康や生活のことなど、高齢者に関することならなんでもご相談ください。地域包括支援センターでは、電話や来所による相談のほか、ご自宅への訪問による相談も受け付けています。お気軽にご相談ください。



相談

支援

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー

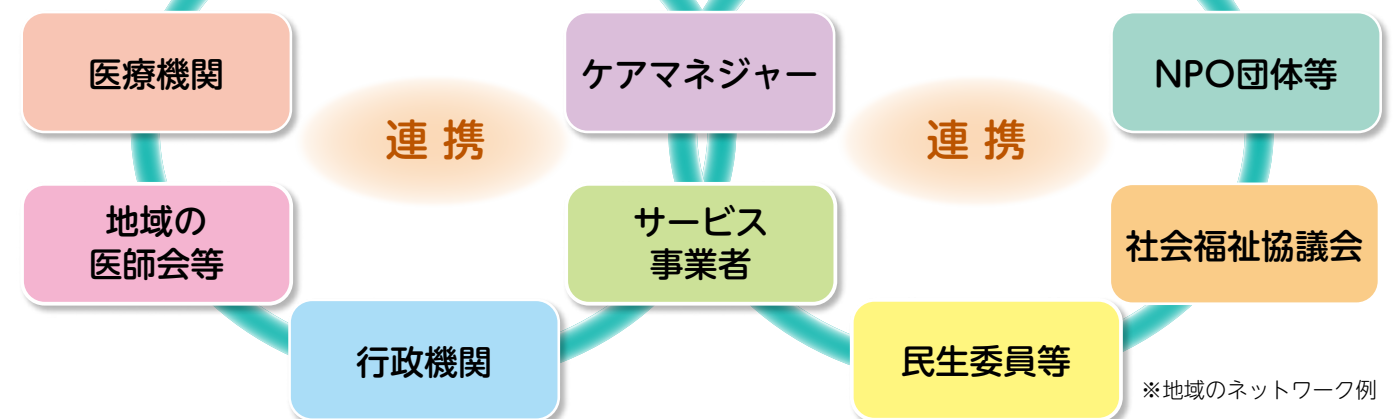


保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、「チーム」として活動しています。



高齢者の生活を地域のネットワークで総合的に支えます

※地域のネットワーク例

地域包括支援センター一覧

※相談に行かれる際は事前にお電話ください。

令和6年4月現在

	事業所名称	所在地	電話番号 市外局番(076)	担当地区
1	水橋北地域包括支援センター	水橋辻ヶ堂535 せいふう内	478-0311	水橋中部・水橋西部
2	水橋南地域包括支援センター	水橋新堀1 レインボー内	479-2299	水橋東部・三郷・上条
3	大広田・浜黒崎 地域包括支援センター	横越180 すみれ苑内	437-8022	大広田・浜黒崎
4	岩瀬・萩浦 地域包括支援センター	高島町1-10-17 ひなたぼっことやま内	438-8483	岩瀬・萩浦
5	和合地域包括支援センター	布目1966-1 和合ハイツ内	435-0524	四方・草島・倉垣
6	針原地域包括支援センター	小西170 アルペンハイツ内	451-1200	針原
7	新庄地域包括支援センター	向新庄町4-14-48 新庄ヒルズⅡときめき内	451-8014	新庄・新庄北
8	豊田地域包括支援センター	豊田町1-1-8 富山協立病院内	433-7870	豊田
9	広田地域包括支援センター	飯野1-1 飯野タウンなごみ内	411-0231	広田
10	奥田北地域包括支援センター	下新北町6-45 あすなるの郷内	433-8808	奥田北
11	奥田地域包括支援センター	永楽町41-22 島田医院内	432-5762	奥田
12	百塚地域包括支援センター	石坂新830-1 桜谷の里内	433-8266	桜谷・八幡・長岡
13	呉羽地域包括支援センター	吉作1725 梨雲苑内	436-2117	呉羽・寒江・古沢・ 老田・池多
14	神明・五福 地域包括支援センター	鶴島1907-1 富山県看護協会内	433-8857	神明・五福
15	愛宕・安野屋 地域包括支援センター	牛島本町2-1-58 富山赤十字病院内	433-2405	愛宕・安野屋
16	まちなか地域包括支援センター	西田地方町2-10-11 ひかり苑内	461-8151	総曲輪・西田地方・ 星井町・五番町・八人町
17	柳町・清水町 地域包括支援センター	清水町2-6-23 しみずまち敬寿苑内	492-6611	柳町・清水町
18	東部・山室 地域包括支援センター	長江5-4-33 チューリップ長江病院内	494-1220	東部・山室
19	藤ノ木・山室中部 地域包括支援センター	大島3-177 川縁の里に隣接	492-3146	藤ノ木・山室中部
20	堀川・光陽 地域包括支援センター	今泉西部町1-3 敬寿苑内	493-9111	堀川・光陽

	事業所名称	所在地	電話番号 市外局番(076)	担当地区
21	蝮川地域包括支援センター	蝮川89 にながわ光風苑内	429-6602	蝮川
22	堀川南地域包括支援センター	本郷町262-14 堀川南光風苑内	411-7373	堀川南
23	太田地域包括支援センター	石屋237 ふなん苑内	422-3283	太田
24	月岡地域包括支援センター	上千俵町98-1 富山老人保健施設内	429-7151	月岡
25	新保・熊野 地域包括支援センター	栗山字沢下割900 シルバーケア栗山内	429-6676	新保・熊野
26	大沢野・細入 地域包括支援センター	下夕林237 ささづ苑かすが内	467-3590	大沢野・小羽・下夕・ 細入
27	大久保・船峯 地域包括支援センター	下大久保1530-1 ケアパークおおくぼ内	468-8180	大久保・船峯
28	大山地域包括支援センター	花崎80 はなさき苑内	483-4188	大庄・福沢・上滝・大山
29	八尾北・山田 地域包括支援センター	八尾町福島4-71 萩野医院南館内	454-6066	保内・杉原・山田
30	八尾南地域包括支援センター	八尾町西新町4005番地1	454-5506	八尾・黒瀬谷・卯花・ 野積・室牧・仁歩・大長谷
31	婦中東地域包括支援センター	婦中町下轡田90-1 シニアプライベートハウス ちゅらさん婦中内	466-0620	速星・鶴坂・婦中熊野・ 宮川
32	婦中西地域包括支援センター	婦中町羽根1092-2 ふるさと敬寿苑内	469-1050	朝日・古里・神保・音川



介護保険のしくみ
介護保険料
介護認定
ケアプラン
利用者の負担
介護サービス
施設サービス
介護予防サービス
生活環境を整えるサービス
地域密着型サービス
介護予防・日常生活支援総合事業
高齢者福祉サービス

在宅での快適な生活のためにお力添えします

① 自立生活をお手伝いします 【長寿福祉課】(TEL.443-2062)

■ 自立支援介護予防サービス

60歳以上65歳未満で何らかの障害がある方、または介護保険における要介護認定において「自立」と認定された方に対して、自立した生活を営むために必要なサービスを提供します。

● 自立支援介護予防訪問介護

調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他必要なサービスを提供します。

- 【対象者】 60歳以上65歳未満で何らかの障害がある方
- 【利用料金】 1か月につき 2,399円
- 【利用回数】 週2回、約1時間



● 自立支援介護予防通所介護

通所介護事業所において入浴や食事等の基本サービスを提供します。(週1回)

- 【対象者】 60歳以上65歳未満で何らかの障害がある方
- 【利用料金】 1か月につき 1,696円
食材料費の実費

● 自立支援介護予防(通所)リハビリテーション

介護老人保健施設等において、食事、入浴、機能訓練等のサービスを提供します。(週1回)

- 【対象者】 60歳以上で何らかの障害がある方
- 【利用料金】 1か月につき 2,088円
食材料費の実費

※利用料金は介護報酬改定等により、年の途中で変更になる場合があります。表示の金額は令和6年4月1日現在のものです。

■ 外出支援タクシー券(おでかけタクシー券)

在宅の要介護1以上の高齢者等を対象としてタクシー料金の一部を助成し、病院への通院等の外出支援や社会参加の促進を図ります。

1冊5,000円分のタクシー利用ができる「おでかけタクシー券(1冊あたり500円券×10枚)」を利用者負担3,500円(7割の負担)で発行。市が2割、タクシー事業者が1割の負担・助成をします。

利用時には、おでかけタクシー券利用者証(500円で発行。年度内有効)の提示が必要です。

【対象者】 在宅の要介護1以上の方。(所得制限があります)

ただし、富山市心身障害者福祉タクシー及び自動車燃料利用券交付事業で交付を受けた方は除きます。

【利用範囲】 富山市内及び隣接市町村で県内



■ 軽度生活援助

概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、市民税非課税世帯の方の生活を支援するため、ホームヘルプサービスの対象とならない軽易な日常生活上の援助サービスを提供します。

- 【利用回数】 月1回
- 【利用時間】 1回あたり概ね1時間で、最大2時間まで
- 【利用料金】 1時間未満 / 200円
1時間以上、1時間30分未満 / 300円
1時間30分以上、2時間未満 / 400円

このほか、別途交通費400円・材料費実費が必要です。



■「食」の自立支援

概ね65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者等へ訪問によるアセスメントを行ったうえで、バランスのとれた食事を調理し、居宅に訪問して昼食と夕食を配達するとともに安否確認を行い、自立と生活の質の確保を図ります。

1食当たりの食材料と調理の実費相当額並びに安否確認及び配達料の一部を自己負担していただきます。

- 【利用料金】 普通食（高齢者向けの食事）／ 550円
高齢者食（きざみ食、おかゆ）／ 550円
塩分、カロリー制限食／ 650円



■移送サービス

概ね65歳以上の高齢者で、日常的に車いすを利用している方の外出をお手伝いすることにより、住み慣れた地域社会での生活を支援します。

- 【対象者】 概ね65歳以上の在宅の要介護1以上又は身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aの交付を受けた方で次のいずれかに該当する方
 - ①日常的に車いすを利用している
 - ②山間地にお住まいの65歳以上の高齢者世帯で、公共の交通機関等を利用することが困難
- 【利用料金】 60分以内600円。超過の場合30分ごとに300円加算（ただし、有料駐車場代等は利用者負担）
- 【利用回数】 週に2往復まで
- 【利用時間】 月曜日から土曜日（年末年始・祝日を除く）の午前9時から午後4時30分まで

■成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要であるが、本人の判断能力が不十分で、身寄りがないなど様々な理由で申立てを行う親族がない、またはいても申立ての可能性や意思がない場合等には、市長が申立てを行います。

さらに助成を行わなければ制度の利用が困難な方を対象に、後見人等への報酬の全部又は一部を助成します。

詳しくは、擁護支援係（TEL.443-2044）へ。

②日常生活の便宜を図るため、必要な用品を給付（貸与）しています 【長寿福祉課】（TEL.443-2062）

■日常生活用具の給付

日常生活に便宜を図っていただくため、自動消火器、火災警報器、電磁調理器を給付しています。

- 【対象者】 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯で市民税非課税世帯の方
- 【利用料金】 機器の価格の1割負担

■エアコン購入費等の助成

熱中症を予防するため、エアコン購入費等の助成を行っています。

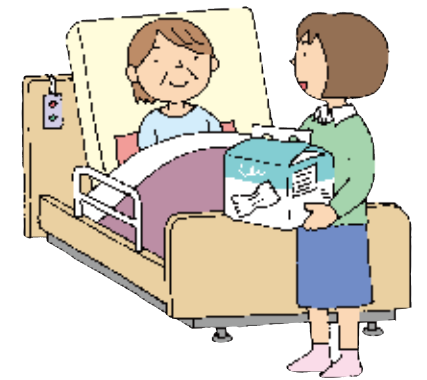
- 【対象者】 自宅にエアコンのない65歳以上の高齢者のみの世帯で市町村民税非課税世帯の方
- 【補助金額】 エアコンの購入設置に係る費用を、上限5万円まで助成

※購入設置する前に、申請し市の交付決定を受ける必要があります。

■おむつ券の支給

ねたきり高齢者などの介護者の労苦の軽減を図るため、おむつ券を支給しています。

- 【対象者】 要介護2以上の方又は2歳以上の身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aの交付を受けた方で、在宅で常時おむつが必要な方です（所得制限があります）。



■緊急通報装置の貸与

緊急通報装置の貸与を行っています。

緊急通報装置は、急病や災害等の緊急時に迅速な対応をするため、ペンダントのボタンを押すことや安否センサーによる自動通報で、相談センター、消防署及び近隣の協力員等に緊急事態の発生を知らせ、さらに、火災・ガスセンサーを取付け安全性の確保を図っています。

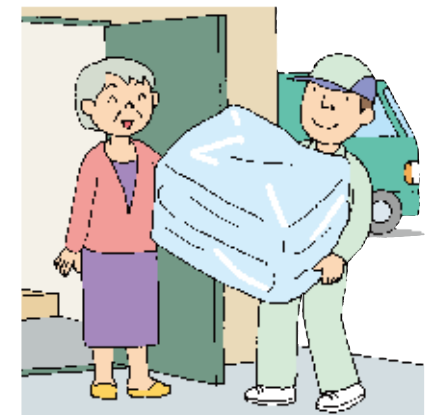
- 【対象者】 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯で市民税非課税世帯の方

③その他の福祉サービス 【長寿福祉課】（TEL.443-2062）

■寝具の洗濯乾燥消毒

高齢者が使用している寝具類を乾燥・消毒又は、丸洗い・乾燥・消毒し、保健衛生の向上を図っています。

- 【対象者】 65歳以上のねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者
- 【利用料金】 1回300円～500円程度
- 【利用回数】 年2回実施



■障害者控除対象者認定

「障害者控除対象者認定書」を交付します。この認定書を、所得税や市県民税の申告の際に提示することで、障害者（特別障害者）控除を受けることができます。

- 【対象者】 身体障害者手帳などをお持ちでない方で、65歳以上の身体障害者、知的障害者などに準ずる状態にあると認められる方

■高齢福祉推進員

ひとり暮らしの高齢者が、地域で安心して生活できるよう地域ぐるみの支援体制により孤独感の解消と不慮の事故の防止に努めています。

ひとり暮らし高齢者等への除雪支援

積雪が概ね1メートルを超えた地域の屋根雪下ろしに係る経費について助成します。

【対象者】 在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等で、市民税非課税世帯の方。ただし、次のいずれかに該当する世帯は対象となりません。

- ①生活保護世帯
- ②扶養義務者が市内に居住するなど、支援が受けられると認められる世帯

【助成金額】 除雪に要した経費の10分の9の額
(助成限度額 11,500円)
年2回が限度

④健康づくりで介護予防・心の健康づくり

保健所地域健康課	TEL.428-1153	大沢野保健福祉センター	TEL.467-5812
保健所保健予防課	TEL.428-1152	大山保健福祉センター	TEL.483-1727
中央保健福祉センター	TEL.422-1172	八尾保健福祉センター	TEL.455-2474
南保健福祉センター	TEL.428-1156	西保健福祉センター	TEL.469-0770
北保健福祉センター	TEL.426-0050		

訪問指導

健康のことで心配なことがある方やその家族などに対し、保健師・栄養士・看護師などが訪問し、病気の相談や日常生活の改善などについての相談に応じます。

- 病気についての日常生活指導
- 栄養や食事に関する指導

地域総合相談会

保健・医療・福祉についての総合的な相談を各地区センターや公民館で行っています。

- 健康相談
健康づくりや病気についての相談
血圧や尿検査、体脂肪率などの健康チェック
- 福祉相談
福祉サービスの申請手続きや内容などの相談



精神保健福祉相談

うつ病、アルコール問題、ひきこもり問題等、高齢者のこころの健康相談を随時行っています。また必要に応じて精神科医等の相談を予約制で行っています。

お問い合わせは保健所保健予防課 (TEL.428-1152) へ。



こころの悩みや不安に関する相談 (ハートSOSダイヤル)

さまざまな不安や悩みについて相談に応じます。

ハートSOSダイヤル (TEL.428-2033) へ。



富山市まちなか総合ケアセンター

総曲輪四丁目4番8号
TEL.461-3618

富山市暮らしを支える介護と医療の情報

富山市内の医療機関や薬局、訪問看護、介護福祉施設などを検索するサイトを公開しています。

「富山市まちなか総合ケアセンター」のホームページ
(URL <https://machinaka-care.city.toyama.lg.jp>) から検索できます。

医療介護関係者のための相談窓口を開設

- 【相談内容】**
- 在宅療養相談
 - 介護関係者からの医療相談
 - 医療関係者からの介護相談
 - 在宅療養に必要な医療介護情報 など

【相談時間】 平日 8:30~17:15

【相談窓口】 富山市まちなか総合ケアセンター 医療介護連携室 TEL.461-3618

富山市角川介護予防センター

全国初の温泉水を活用した介護予防を専門に行う施設

富山市角川介護予防センター

星井町二丁目 TEL.422-1220

高齢者の生活の質の向上と健康寿命の延伸を目指し、多様な介護予防プログラムを実施します。

- 1 介護予防プログラム (次のそれぞれのプログラムを利用者の状態に合わせて実施します。)

 - プール…歩行専用レーンでのウォーキングや多機能温泉プールでの肩・腰・膝などの水中運動、体の各部位へのジェット噴射
 - 温熱療法…ドライサウナ、ハمام、エアロゾルの利用
 - パワリハ…マシントレーニングによるごく軽い負荷をかけた運動
 - スタジオ…バランスボールなどを使いながら、腰痛や肩こりなどの改善を目的とした運動
 - 気候療法…気温や湿度などの変化する気候を活用し、自律神経を刺激
 - その他、メタボ教室、ロコモ教室、脳活性教室、フレイル予防卓球教室など随時開催



2 利用対象者

- 虚弱高齢者
- 介護保険で要支援1、2と認定された方
- 40歳以上で介護予防に関心のある方 など

3 利用料金

- ①QOLツアー【体験型】…週1回を1か月(計4回) 6,280円
- ②QOLツアー【3か月コース】…週2回を3か月(計24回) 20,110円
- ③角川運動温泉会員…年間を通して施設を自由に利用 月会費 7,330円(毎月払い)
年会費73,330円(年一括払い)
- ④介護予防ビジター…施設の利用1回につき1,570円

家族介護を支援します

【長寿福祉課】 TEL.443-2062

■介護手当の支給

ねたきりや認知症高齢者を常時介護している家族の方に対し、介護者の経済的援助とその労をねぎらうために、介護手当を支給しています。

【対象者】 在宅で日常生活において常時介護を必要とする状態が6か月以上続き、なお、継続すると認められる次の方を常時介護している方。(所得制限があります)

- 60歳以上で身体障害者手帳1級・2級の交付を受けた方
- 60歳以上でねたきりの方
- 65歳以上で認知症の方



■徘徊高齢者探索サービス

在宅で徘徊行動のある認知症高齢者を介護している同居の親族の方に位置情報端末機を貸与し、高齢者の居場所の情報をパソコン等から確認できるようにすることにより、徘徊高齢者の早期保護と介護家族の負担の軽減を図ります。

【利用料金】 基本料金、位置情報料などは自己負担となります。
詳しくは、擁護支援係 (TEL.443-2044) へ。

■ミドルステイ

ねたきり高齢者等の方が、今後も在宅生活を続けたいが、「やむを得ない事由」のため、特別養護老人ホーム等に一時的に入所する短期入所生活介護等が必要な場合、介護保険等の利用限度日数を超えた全額自己負担となる部分の負担軽減を図ります。(短期入所生活介護等の利用を含め最長3か月)

■富山市認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル

認知症による徘徊のおそれのある方を事前に登録し、その方の徘徊に気づいた時に専用のダイヤルに連絡すると、24時間365日看護師や介護福祉士等の専門スタッフが電話をうけ、協力団体・事業所等(公共交通機関、タクシー、介護保険事業所、金融機関等)に情報を配信し、可能な範囲で捜索に協力します。

利用には事前登録が必要です。(登録・利用料無料)

詳しくは、お住まいの地区担当の地域包括支援センターもしくは擁護支援係 (TEL.443-2044) へ。



■家族介護支援事業

【介護保険課】 TEL.443-2041

家庭で高齢者の介護を行う家族を支援するため、訪問介護員を派遣し、車いすやベッドからの移動、食事や着替え、排せつなどの介護のコツを伝授します。

【対象者】 市内在住で、現在自宅で高齢者の介護を行っている方。

【費用】 1回400円(ただし、講座の内容により教材費等の実費負担が必要な場合があります。)

高齢者が生活しやすいよう、住宅整備を支援します

■ねたきり防止等住宅整備費の助成

高齢者のねたきを予防・減少させるため、既存の住宅を高齢者向けに改善する費用に対し助成します。事前に申請が必要です。

【対象者】 65歳以上の高齢者または同居の親族であり、かつ、市民税非課税世帯の方。

【対象経費】 既存の住宅に手すりの設置、段差解消などの工事に要する経費。

【補助金額】 補助対象経費の3分の2の額(補助限度額50万円)



在宅での生活ができなくなったら

■養護老人ホーム

概ね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済上の理由により居宅で養護を受けることが困難な場合に入所できます。

ながれすぎ光風苑	流杉	TEL.424-7005
富山市立慈光園	西番	TEL.492-9911

お問い合わせは、長寿福祉課か行政サービスセンター地域福祉係へ。

■軽費老人ホーム

60歳以上で家庭環境・住宅事情等の理由により、家族との同居が困難な方が利用できます。

九重荘	流杉	TEL.423-7880
-----	----	--------------

お問い合わせは直接施設へ。

■ケアハウス

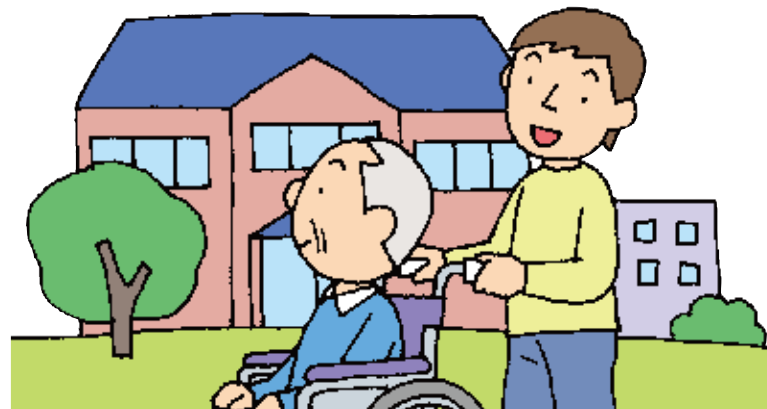
60歳以上の独立して生活することに不安のある高齢者が、自立して生活できるように工夫された施設です。

ケアハウスとやま	小西	TEL.452-5252
ケアハウス城南	今泉西部町	TEL.494-8686
ケアハウス三寿荘	大泉町二丁目	TEL.420-4133
ケアハウスゆりかごの里	豊城町	TEL.426-1294
ケアハウスめぐみ	丸の内三丁目	TEL.425-0886
ケアハウス婦中苑	婦中町羽根	TEL.469-1616
そよかぜの郷	稲代	TEL.468-4111
ひかりの花苑	上袋	TEL.493-2552

お問い合わせは直接施設へ。

■ゆうりょうろうじん 有料老人ホーム

概ね60歳以上で、入浴、排せつもしくは食事の介護またはその他日常生活上の世話をを行い、自立した生活を送れるようにサービスを提供する施設です。



■病気になったら

【保険年金課】 TEL.443-2063

◆後期高齢者医療制度での医療費の自己負担額

75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害のある方は、後期高齢者医療制度で医療を受けることができます。

一部負担金の割合を示した後期高齢者医療被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。

窓口で支払う費用は、医療費の1割、2割または3割となります。

◆医療費の自己負担限度額

外来・入院にかかわらず、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」(現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」)を医療機関等の窓口に表示すればひと月の支払いが自己負担限度額にとどめられます。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」(「限度額適用認定証」)の交付には条件があります。保険年金課または各行政サービスセンター地域福祉係で手続きをしてください。

所得区分	自己負担割合	月ごとの自己負担限度額		
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	年4回目以降
現役並み所得者(注)	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円 (総医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)	57,600円	140,100円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円 (総医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)		93,000円
	Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円 (総医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算)		44,400円
一般Ⅱ(注2)	2割	18,000円または6,000円+ (医療費* - 30,000円)×10%の低い方を適用 (年間上限144,000円*2)	57,600円	44,400円
一般Ⅰ		18,000円 (年間上限144,000円*2)		
低所得者Ⅱ (世帯全員が市民税非課税の方)	1割		24,600円	—
低所得者Ⅰ (世帯全員が市民税非課税で世帯の所得が一定基準以下の方)		8,000円	15,000円	—

※医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。 ※2 1年間(8月~翌年7月)の限度額

(注)「現役並み所得者」とは、同一世帯に市民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯の方です。ただし、次の①から③に該当する場合は、2割負担または1割負担となります。

- ①同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人…被保険者の収入額が383万円未満
- ②同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上…被保険者の収入の合計額が520万円未満
- ③同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人で、かつ70歳以上75歳未満の方がいる…被保険者と70歳以上75歳未満の方の収入の合計額が520万円未満

(注2)「一般Ⅱ」とは、同一世帯に現役並み所得者以外で市民税課税所得が28万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる世帯の方です。ただし、次の①か②に該当する場合は1割負担となります。

- ①同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人…「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が200万円未満
- ②同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上…「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が320万円未満

◆自己負担額が限度額を超えた場合

1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が定められた限度額を超えたときは、その超えた額が後日支給されます。該当される方には高額療養費支給申請書が郵送されますので、申請してください。申請は初回のみで、それ以降は指定した口座に振り込まれます。

◆入院時の食事にかかる自己負担額

入院したときの食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に次のとおり自己負担します。

①入院時食事代の標準負担額

所得区分	食費(一食につき)	
現役並み所得者、一般	460円*1	
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去12カ月の入院日数)	160円
低所得者Ⅰ	100円	

*1 指定難病患者は260円です。

②療養病棟に入院する場合の食費・居住費の標準負担額

所得区分	食費(一食につき)	居住費(一日につき)
現役並み所得者、一般	460円*2	370円
低所得者Ⅱ	210円	
低所得者Ⅰ	130円	
老齢福祉年金受給者	100円	0円

*2 一部医療機関では420円です。指定難病患者は260円です。

◎市には、後期高齢者医療被保険者に限らず、障害のある方に対して、医療機関等で支払う医療費の自己負担分を助成する制度(要件等有り)があります。詳しくは障害福祉課医療係(TEL.443-2102)まで

※市外局番は「076」です。

生きがい対策・長寿・在宅福祉に関するお問い合わせ

長寿福祉課	TEL. 443-2062 (長寿福祉係) 443-2150 (地域ケア推進係) 443-2061 (介護予防推進係) 443-2044 (擁護支援係) FAX.443-2180 (共通)
大沢野行政サービスセンター (地域福祉係)	TEL.467-5811
大山行政サービスセンター (地域福祉係)	TEL.483-1214
八尾行政サービスセンター (地域福祉係)	TEL.455-2461
婦中行政サービスセンター (地域福祉係)	TEL.465-2114

介護保険に関するお問い合わせ

介護保険課	TEL. 443-2041 (管理係) 443-2042 (介護認定係) 443-2043 (賦課収納係) 443-2193 (給付係) FAX.443-2076 (共通)
-------	---

または上記各行政サービスセンターへ

後期高齢者医療制度に関するお問い合わせ

保険年金課	TEL.443-2063 FAX.443-1260
-------	------------------------------

または上記各行政サービスセンターへ

健康・福祉に関するお問い合わせ

保健所	TEL.428-1155 FAX.428-1150
中央保健福祉センター	TEL.422-1172 FAX.420-3003
南保健福祉センター	TEL.428-1156 FAX.428-1150
北保健福祉センター	TEL.426-0050 FAX.426-9210
大沢野保健福祉センター	TEL.467-5812 FAX.468-1645
大山保健福祉センター	TEL.483-1727 FAX.483-3081
八尾保健福祉センター	TEL.455-2474 FAX.455-2491
西保健福祉センター	TEL.469-0770 FAX.469-0772

高齢者の介護や福祉サービスに関するお問い合わせ

地域包括支援センター (32カ所 P.38~39参照)

介護保険サービスの苦情相談に関するお問い合わせ

富山県国民健康保険団体連合会	TEL.431-9833 FAX.431-9834
----------------	------------------------------

心配ごと相談所・地域福祉の権利擁護のお問い合わせ

富山市社会福祉協議会	TEL.422-3400 FAX.491-2433
------------	------------------------------

高齢者の虐待に関する相談

長寿福祉課	TEL.443-2044
-------	--------------

消費生活の相談に関するお問い合わせ

消費生活センター	TEL.443-2047
----------	--------------

(令和6年4月発行)

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

